

令和 7 年度ひとり親就労チャレンジ事業
業務委託に係る企画提案募集要領

1 委託事業名

令和 7 年度ひとり親就労チャレンジ事業

2 目的

ひとり親世帯の就労及び定着に向けて、就労前に訓練期間を設け、ひとり親雇用
に積極的な複数の企業での職場訓練を経験することで、ひとり親の就労に対する不
安軽減及び就労へのイメージを深めるとともに、ミスマッチ等による就労後の離職
の軽減を図る。

3 契約期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日

4 委託料の上限額

34,439,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 当該金額は、企画提案のために提示する金額であり契約金額ではない。

5 委託業務の内容

令和 7 年度ひとり親就労チャレンジ事業業務委託仕様書のとおり

6 参加資格

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人からなるコンソーシアムとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当
しない者であること。また、同条第 2 項各号に該当すると認められる者で、その
事実があった後 2 年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していな
い者であること。
- (2) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に
関する規程第 7 条第 2 項（昭和 47 年 7 月 20 日告示 69 号）に基づく指名停止期
間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続き開始の申し立て
がなされている者でないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要
件を満たすこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団体又は暴力団員の統制の
下にある者でないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満
たすこと。
- (5) コンソーシアムの構成員が単独法人又は他のコンソーシアムの構成員として、

本事業の企画提案に重複して参加する者でないこと。

- (6) 沖縄県内に本社を有する者であること。コンソーシアムの場合は、構成員のうちいずれか1者以上がこの要件を満たすこと。
- (7) 沖縄県内でのひとり親に対する就労支援実績がある者であること。コンソーシアムの場合は、構成員のうちいずれか1者以上がこの要件を満たすこと。
- (8) 国、地方公共団体その他類似団体から就労支援に係る業務、若しくはそれに類似する業務の委託を過去3年以内に受けたことがある者であること。コンソーシアムの場合は、構成員のうちいずれか1者以上がこの要件を満たすこと。
- (9) 職業安定法（昭和22年11月30日法律第141号）第4条に定める「職業紹介事業者」であること。コンソーシアムの場合は、構成員のうちいずれか1者以上が要件を満たすこと。

7 企画提案書の内容

本事業の企画提案書は、別添業務委託仕様書の内容をすべて満たすものとし、かつ、次に掲げる要件に留意し、提出するものとする。

- (1) 企画提案書の様式は、A4版25頁以内とし、ページ番号を付すこと。
- (2) 企画提案書には、以下の項目を具体的に記載すること。
 - ア 本事業の実施体制（従事者候補の職務履歴、実績等を明記）
 - イ 本事業のスケジュール
 - ウ 本事業の効果的な周知及び広報に関すること（広報媒体、広報イメージ等）
 - エ 配置する就労支援コーディネーターの職務経歴と支援体制
 - オ 受入企業の募集・開拓に関すること
 - カ 対象者と受入企業のマッチング（事前相談含む）に関する実施方法及び内容
 - キ 職場訓練の実施方法
 - ク 就労相談時の預かり支援及び職場訓練時の保育料支援に係る実施方法
 - ケ ハローワーク等の雇用関係機関及びひとり親支援関係団体との連携に関すること
 - コ 職場訓練等の支援に関する実績（自社（自主）事業及び受託事業）
 - サ ひとり親の就労支援に関する実績（自社（自主）事業及び受託事業）
 - シ 職場訓練終了後、継続雇用となった者への定着支援の内容
 - ス 職場訓練終了後、継続雇用とならなかった者への継続支援の内容
 - ソ その他、本事業の事業効果を高めるための独自提案
- (3) 企画提案書において、連携先等の具体的な企業・団体等の名称（職場訓練の受入企業等）の記載については、企画提案事業者において、先方の了承を得ること。
- (4) 企画提案書は「8 申請書類(3)①～⑦」を一式にまとめて7部提出すること。

8 申請書類

本事業の委託提案に関する申請書類は、以下のとおりとする。

(1) 質問書（様式1）

(2) 企画提案参加届 ※ 以下の書類を一式にまとめて1部提出する。

- ① 企画提案参加届（様式2）
- ② コンソーシアム協定書（様式3）※コンソーシアムの場合に限る。
- ③ 業務実績（上記「6 参加資格(8)」関係）（様式4）
- ④ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ⑤ 職業紹介事業者の許可証等（写し）
- ⑥ 誓約書（上記「6 参加資格(4)」関係）（様式5）
- ⑦ 貸借対照表（直近3期分）
- ⑧ 損益計算書（直近3期分）

※ ③、④、⑥、⑦、⑧について、コンソーシアムの場合は構成員ごとに提出すること。

(3) 企画提案書 ※ 以下の書類を一式にまとめて7部提出すること。

- ① 企画提案書表紙（様式6）
 - ② 会社概要
 - ③ 業務実績（上記「6 参加資格(8)」関係）（様式7）
 - ④ 企画提案書（任意様式、A4判、両面印刷、ページ番号付与）
- ※ 「7 企画提案書の内容」を確認すること。
- ⑤ 実施体制図（任意様式）
 - ⑥ スケジュール（任意様式）
 - ⑦ 経費見積書（様式8） ※ 経費見積書の明細（任意様式）を別途添付すること。

9 応募方法及びスケジュール

(1) 質問事項受付

質問書（様式1）を記入し、電子メールにより提出すること。

- ① 受付期限：令和7年6月30日（月）17時（厳守）
- ② 提出方法：沖縄県こども未来部女性力・ダイバーシティ推進課
電子メールアドレス：aa001309@pref.okinawa.lg.jp
- ③ 回答方法：令和7年7月2日（水）17時までに女性力・ダイバーシティ推進課ホームページに掲載する。

(2) 企画提案参加届の提出期限

令和7年7月4日（金）17時（厳守）

※ 上記「8 申請書類(2)①～⑧」の書類一式を郵送又は持参により提出すること。郵送の場合は、書留郵便など配達記録が分かる方法により、期限までに到達するように送付すること。

※ 企画提案参加届を提出しない場合は、参加資格を満たさない。

(3) 企画提案書の提出期限

令和7年7月8日（火）17時（厳守）

※ 上記「8 申請書類(3)①～⑦」の書類一式を郵送又は持参により提出すること。郵送の場合は、書留郵便など配達記録が分かる方法により、期限までに到達するように送付すること。

(4) 企画提案書の書類確認及び書類審査

令和7年7月9日（水）

(5) プレゼンテーション審査

令和7年7月15日（火）午前

※ 企画提案者に対し、別途時間と場所を通知する。

(6) 委託契約締結

令和7年8月1日（予定）

(7) 受講生募集

令和7年8月中旬～9月中旬（予定）

(8) 相談支援及び職場訓練期間

令和7年10月1日～令和8年2月末（予定）

10 その他

(1) 企画提案書等の作成に要する経費、企画コンペに参加する経費等については、参加者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等については返却しない。

(3) 委託先選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。

(4) 採否に関する異議申し立て等は受け付けない。

(5) 採用された企画提案書等については、実施段階において予算や諸事情を勘案し、協議により変更することがある。

(6) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号（※）のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

※ 契約保証金について（沖縄県財務規則 抜粋）

第101条 地方自治法施行令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

11 問い合わせ先

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁3階
沖縄県こども未来部女性力・ダイバーシティ推進課
ひとり親支援班(担当:仲里)
電話:098-866-2500 F A X:098-866-2589
Email:aa001309@pref.okinawa.lg.jp